

佐賀県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人田村祥三の監査の事務を補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和6年8月30日

佐賀県代表監査委員 原 惣一郎

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
山口 直孝	武雄市武雄町大字昭和9番地5-503号
佐藤 健一郎	佐賀市久保泉町大字川久保1935番地2
古賀 竜介	福岡県筑紫野市湯町三丁目4番11号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年8月30日から令和7年3月31日まで